

# 時事新報

第二千五百六十五號  
明治三十三年二月十四日(金曜日)  
舊曆己丑閏十二月廿五日(丙寅)  
發行所 東京市本町三丁目  
電話 二二二二  
印刷所 東京市本町三丁目  
電話 二二二二  
代印所 東京市本町三丁目  
電話 二二二二  
西曆一千八百九十年

## 時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日休刊セズ其代價選  
送廣告料ハ左ノ如シ  
一紙二錢○一月五錢五十錢○三月十錢六十錢○六月二十錢  
○一年四十錢  
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ  
一月十五錢ノ送付料ヲ申受ク

## 時事新報廣告料前金

一行五字	一日限	六日以上	七日以上
一行二行	十二日限	十一日限	十日以上

月曜日并大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り  
時事新報配達のためには此場合に新報代價一箇月  
前金八錢にして地方に郵送する分は此外も貼用する郵  
便印紙の代價を申受く可し

## 時事新報

### 裁判所構成法

兼て其筋にて編纂中なる新法の随一と聞へたる裁判所  
構成法は去る八日を以て公布されたり法典編纂の利害  
に就ては我紙上に於ても屢々意見を陳述したれども既  
に發布の今日とありては今更何言を費すの要もなければ  
茲に新法の大要を就て聊か概評を加へんや抑も新法  
は第一編裁判所及検事局、第二編裁判所及検事局の官  
吏、第三編司法事務の取扱、第四編司法行政の職務及  
監督権の四編一百四十四條を以て従来の成法と比較す  
るに官吏の資格任用(第二編)事務の取扱(第三編)及び  
其職務監督権(第四編)等に於ては多少改良變更の處も  
なきにあらざり雖も其大體に至りては在來のものに差  
したる變化もなく唯是迄隨時公布したる勅令法律等に  
定めたる條々を一纏めとせし之に多少の改良を施し更  
に周密を加へたるものに過ぎざるのみ左れば新法の主  
眼とも云ふ可きものは第一編たる裁判所の項にして此  
點に於ては従前の成法に對し著るしき相違を見る可し  
先づ第一は裁判所の名稱の變化にして通常裁判所の種  
類を第一區裁判所(元の治安裁判所) 第二區裁判所  
(元の始審裁判所) 第三區裁判所(元の債) 第四區裁判所  
(元の債)の四種となし四種の法廷とも其名の下に民事  
刑事を裁判し違審罪裁判所(治安裁判所に開く) 輕罪  
裁判所(始審裁判所に開く) 重罪裁判所(控訴裁判所  
又は始審裁判所に開く) 高等法院等の名稱を以て廢し  
たり而して其最も重要な裁判法、裁判權、控訴方法  
の改良にして此三點を即ち新法の精神とする所から  
んれば今左に順を追て對照評議せん第一裁判法  
は

舊法 治安及始審裁判所の審理判決は裁判官一人に  
て之を行ひ控訴院は三人大審院は五人合議制にして  
之を行ふ

新法 區裁判所の裁判權は單獨判事之を行ひ地方裁  
判所控訴院及大審院は合議裁判所とし地方裁判所は  
三人控訴院は五人、大審院は七人の判事を以て組立  
てたる部に於て審問裁判を爲す

即ち舊法にては所屬單獨裁判を旨とし治安及び始審廷  
の普通裁判は一人にて行はしめたるに新法は専ら合議  
裁判の主義に依りて地方裁判の普通法廷にまで其精神

を及ぼしたるのみならず更に高等裁判の判事の數をも  
増したるものあり開く所に據れば西洋諸國にても歐洲  
大陸にては概ね合議裁判の制を用ゆる中に獨逸の如  
きは特に其風を尙ひ鄭重を旨とすれども獨り英國の裁  
判は單獨の主義にして(尤も之は普通法廷の事にして  
高等法廷は特別なりと知る可し)唯法官の技術と熟練  
とに信用を置き萬事簡易に事を了するの風なりと云ふ  
蓋し事の便否を云ふときは單獨の主義に優るものな  
る可しと雖も之には第一法官の人物を撰ぶる可らず  
且つ裁判の事たる實に人民の財産生命に關する重大事  
件なれば其方法手續の便否簡易よりは寧ろ注意に注意  
を盡し鄭重に鄭重を加へて苟も輕率に失するの遺憾な  
からしめん事も大切な其上に我國目下の法官中  
は技術熟練乏しからざるもの多しと雖も何を申すに  
も時の章制に屬するを以て中よは事に不慣の新進もあ  
る由なれば當分の處は合議の制を用ゆるの鄭重を計る  
方先づ以て安心なる可し併しながら合議の制には法官  
の多數を要するも勿論にして人の増すと共金を要  
するとも又勿論なりと覺悟せざる可らず(以下次號)

○昨日の官報欄内大藏省令第三號第十九條中滿額は濟  
額の誤植なりと昨日の官報に正誤せり  
朕水道條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
明治三十三年二月十二日  
内閣總理大臣兼內務大臣伯爵山縣有朋

## 官報

第一條 水道トハ市町村ノ住民ノ需要ニ應ジ給水ノ目  
的ヲ以テ布設スル水道ヲ云ヒ水道用地トハ水源池、貯  
水池、濾水池、唧水池及水道線路ニ要スル地ヲ云フ○第  
二條 水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ  
布設スルコトヲ得ス○第三條 市町村ニ於テ水道ヲ布  
設セントスルコトキ其目録見書ニ左ノ事項ヲ詳記シ地  
方長官ヲ經テ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ○第一 水道  
事務所ノ所在地○第二 水源ノ位置(河川池湖又ハ堀井  
ノ別其周圍ノ概況)及其水道線路及但圖面又ハ掘井  
析表ヲ添フヘシ○第三 水道線路及但圖面ヲ添フヘシ  
ル地名貯水池、濾水池、唧水池ノ位置但圖面ヲ添フヘシ  
第四 給水ノ區域其人口及其一日ニ對スル平均給  
水量○第五 人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造場等  
對スル給水量増加ノ見込○第六 水壓ノ概算○第七 工  
事方法○第八 起工並竣工期限○第九 工費ノ總額其收  
入支出ノ方法及其豫算○第十 水料ノ等級、價格、水料  
徴收ノ方法及其豫算○第十一 第四條 內務大臣ハ前  
條ノ圖面書類ヲ審査シ不都合ナシト認ムルコトキハ水道  
布設ノ認可狀ヲ與フヘシ○第十五條 水道用地ハ國稅地  
方稅ヲ免除ス○第十六條 官有ノ土地ニシテ水道用地ニ  
必要ナルモノハ之ヲ拂下ケ又ハ貸付スヘシ○第十七條  
水管ヲ官有地又ハ公道ノ地下ニ布設セントスルコトキハ  
當該官廳ノ許可ヲ受クヘシ○第十八條 地方長官ハ隨時  
當該官吏又ハ技術員ヲ派遣シテ水道工事及水質水量ヲ  
検査セシメ其設備修繕ヲ要シ又ハ水質不良水量不足ナ  
リト認ムルコトキハ地方衛生會ノ議定ヲ經テ相當ノ豫定期  
日ヲ定メテ之ヲ改良ス市町村ニ命スヘシ○第十九條 市  
町村ハ工事落成又ハ設備修繕了リタルコトキハ地方官  
廳ニ届出検査ヲ受クヘシ○第二十條 水道ノ給水ヲ受ク  
ル者ハ水質水量ノ検査ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

○第十一條 家屋内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接  
續スル細管ハ市町村ノ所定ニ從ヒ之ヲ設置シ其費用ハ  
水道ノ給水ヲ受クル家主ノ負擔トス○第十二條 市町  
村ノ水道掛ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ内ニ於テ家屋  
内ノ給水用具ヲ検査スルコトヲ得但水道掛ハ其證票ヲ  
携帶スヘシ○第十三條 市町村長ハ水道掛ノ報告ニ依  
リ家屋内ノ給水用具不完全ナリト認ムルコトキハ相當ノ  
猶豫期日ヲ定メテ之ヲ修繕ヲ爲サシムヘシ○家主若シ  
其修繕ヲ怠ルコトキハ市町村ニ於テ之ヲ修繕シ其費用ヲ  
徴收スルコトヲ得○第十四條 家主ハ家屋内給水用具  
ノ設置又ハ其修繕了リタルコトキハ市町村ノ水道掛ニ  
届出ツヘシ水道掛ハ速ニ之ヲ検査スヘシ○第十五條  
市町村ハ一家専用ノ給水用具ヲ設クル能ハサルモノ、  
爲メニ共用給水器ヲ設置スヘシ○第十六條 市町村ハ消  
防用ノ爲メニ消火栓ヲ設置スヘシ消防用ニ消費シタル  
水ハ水料ヲ徴收スヘカラス

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖

朕陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
御名 御璽  
明治三十三年  
二月十二日  
陸軍大臣伯爵大山 巖